

令和8年度プッシュ型相談支援事業 業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度プッシュ型相談支援事業業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本事業は、県内中小企業の経営基盤を強化するため、積極的に企業訪問等（プッシュ型相談支援）を実施することにより、事業者の経営課題を整理し課題解決の方向性を示す。あわせて、本事業が地域の支援ネットワークのハブとして機能し、課題に応じて最適な支援機関へ速やかにつながることで、経営改善に向けた取組の選択肢が多い早い段階から適切な支援が受けられる体制を構築する。

4 業務の内容

受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

※ 提出する企画提案書に、以下の各項目について実施内容、実施方法等を記載すること。

(1) 支援体制の構築およびハブ機能の運営

受託者は、地域における支援機関ネットワークのハブ（事務局）機能を担い、以下の取組を通じて組織の枠を超えた一体的な支援体制を構築すること。

① 専門支援機関との連携体制の構築と継続的なフォローアップ

受託者は、商工会・商工会議所や各支援機関と連携し、地域一体となった支援体制を構築する。プッシュ型のアプローチで支援ニーズが顕在化した事業者に対し、適切な支援機関へと確実につなぐとともに、支援機関と定期的に支援状況や進捗を共有する機会を設け、案件の引渡し後も進捗状況を継続的に把握し、事業者の一貫した課題解決をマネジメントする。

また、年度当初に連携対象となる関係機関を招集してキックオフを開催し、事業目的の共有と役割分担の明確化を図る。

② 多様な支援機関とのネットワーク構築（対象機関）

よろず支援拠点、沖縄県産業振興公社、商工会・商工会議所、金融機関、信用保証協会、事業承継・引継ぎ支援センター沖縄、沖縄県中小企業活性化協議会、INPIT、国、市町村等の支援機関に加え、個人の経営革新等認定支援機関等も含めて、様々な機関と連携強化を図る。一貫した伴走支援を実施するためには、支援機関の能力向上や機関同士の相互理解が不可欠であるため、支援機関を集めての情報共有や意見交換、交流会、研修会の開催等、連携強化の取組を実施する。

(2) プッシュ型相談支援

専門コーディネーターが直接事業者を訪問し、状況を傾聴しながら課題整理を行うとともに、前述(1)に掲げるよろず支援拠点等の各種支援機関へつなげる「プッシュ型相談支援」を実施する。

実施にあたっては、以下のポイントを踏まえることとする。

① 支援対象者と選定方法

本事業の支援対象者は、「業務多忙で相談に行けない」、「支援ニーズが顕在化していないため相談の必要性を感じていない」、「支援者側がマンパワー不足で手が回らない」等の理由により、経営相談が十分に実施できていない小規模事業者とする。

支援対象者の選定にあたっては、信用保証協会や事業者と直接の接点を持つ機会が多い金融機関や税理士等とも連携するなどし、プッシュ型相談支援を真に必要とする事業者へ効果的にアプローチする。具体的には、条件変更の有無や融資残高、返済時期、延滞状況等の条件で抽出したリストなどを用いて、各機関が状況把握の必要性は感じているが、なかなか支援の手が回らない事業者にアプローチする。

なお、以下についても実施することとする。

ア 令和7年度にアプローチした事業者のうち、相談に至らなかった事業者に再度アプローチし掘り起こしを行う。

イ 県内事業者のうち、令和7年度アプローチした事業者以外のリストを入手し、新たな事業者へアプローチする。

ウ 事業効果をより広く波及させるために、県が別途実施する「早期経営診断推進事業」と連携を図り積極的なアプローチを行うこと。

エ 令和7年度に支援が行き届きにくかった北部・中部地区及び離島の事業者も支援すること。

※早期経営診断推進事業

県内中小企業の経営基盤を強化し、早期の経営診断を推進するため、ラジオCM、新聞広告、SNS広告、各団体機関誌広告、宣伝カー等を活用した周知広報活動により経営状況が悪化する前にその兆候をいち早く捉え、早期経営診断が重要だと思えるよう、事業者の意識を変える取組を実施し、プッシュ型相談事業等に繋げる。

② 事業周知

事業効果をより広く波及させるために、プッシュ型相談支援の周知や本事業による支援のメリットについてパンフレット及び新聞広告等を活用し、早めの経営相談を促す啓発活動に取り組む。

③ 他事業との連携

プッシュ型のアプローチを通じて掘り起こした事業者のうち、新事業展開や販路拡大等の経営革新が必要な事業者や、高い変革ポテンシャルを持つ事業者については、県が別途実施する「中小企業等経営革新強化支援事業」へと円滑に橋渡しを行い、付加価値額の向上に向けた一貫支援へとつなげる。

※中小企業等経営革新強化支援事業

賃金引上げや物価高騰など著しく変化する経営環境に即応するため、新商品開発や新サービスの提供など事業者の新たな取組（経営革新）を喚起・支援する。

（3）フォローアップ支援

相談後の支援継続状況等について、構築した支援ネットワークを通じて定期的なフォローアップ（進捗把握）を行う。調査の結果、必要な支援を受けていない場合や新たな課題が発生している場合には、受託者が改めて事業者へヒアリングを行うなどして状況を把握・整理し、改めて適切な支援機関につなげる等、連携体制を活用した一貫性のあるフォローアップ支援を行う。

また、以下の点についても実施すること。

- ① 進捗管理方法について、令和7年度プッシュ型相談支援事業で使用した進捗状況管理表を一部改善し企業管理項目（住所・財務情報・支援進捗状況・課題等）を可視化した伴走支援連携管理表やベクトル及び足並みを揃えた支援を実施すること。
- ② 事業者自らが経営改善の成果を発表する研修会等を実施し、優良事例の横展開（幅広い共有）を図ることで、地域事業者の経営意欲向上と相互研鑽を促すこと。なお、終了後は効果測定のためのアンケート調査を実施すること。
- ③ フォローアップ調査の中で、国への報告に必要な財務情報（売上高、各種利益等）についても確認する。なお、次年度以降も財務情報の調査は実施するため、支援事業者にその旨ご理解いただくこと。尚、財務情報は1期分に加え、試算表もしくは決算途中情報等、複数の財務情報を入手し国への報告に必要な財務情報の記載を行うこと。
- ④ 経営発達支援計画の認定を受けた各商工会及び商工会議所とも連携し、適切な支援実施を行うこと。

（4）その他、本業務の実施に当たり必要とされる業務

本業務の実施に当たり、本契約の範囲で必要とされる業務を実施する。

5 成果報告

本事業の効果を検証するため、受託者は委託事業により得られた効果を収集し、その内容分析を行い、事業成果とあわせて報告書にまとめること。また、本事業に関して沖縄県の設定する成果目標の達成に努めること。

（1）活動数及び成果目標

本事業の活動数及び成果目標は以下のとおりとする。

なお、本事業の受託者として選定された場合、本事業の実施状況は、今後中小企業支援課が実施する企画コンペ等において受託者選定の参考にすることがある。

① 活動数

- ア プッシュ型相談支援のアプローチ事業者数 4,000 者以上
DM 送付や電話連絡等により、プッシュ型相談支援の案内・周知を行った事業者数
- イ プッシュ型相談支援の相談件数（延べ件数） 300 件以上
- ウ 意見交換会・交流会・研修会等の開催件数 2 回以上

② 成果目標

- ア 必要な支援を受けられた事業者の割合 8 割以上
支援対象者のうち、プッシュ型相談支援をきっかけに必要な支援を受けられた事業者の割合が 8 割以上。
必要な支援とは、現状・課題が整理され経営改善に関するアドバイスをもらえた、適切な支援機関につながったなどを想定。

(2) 効果検証

- ① 承認事業者への各種調査結果等を踏まえ、効果検証を行うこと。
- ② 分析にあたっては、効果的かつ効率的な事業者支援を行うために県内の事業者や支援機関等にアンケートやヒアリングを行うなど、県内事業者の状況や課題を積極的に把握するよう努めること。

(3) 成果報告書

事業の実施により気づいた課題の有無、成果目標達成状況など、事業の実施結果を踏まえ、今後求められる必要な対策などについて記載した実績報告書を沖縄県に納品すること。（A4 縦フルカラー 紙で一部、電子データ）

6 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- 契約の主たる部分
 - ・ 契約の 50% を超える業務
 - ・ 企画判断、管理運営などの統括的かつ根幹的な業務
 - ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

○第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務範囲

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であって、簡易かつ容易なもの

7 著作権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、沖縄県又は第三者の著作権、その他権利（以下、「著作権等」という。）を侵害してはならない。
- (3) 業務の履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、沖縄県が必要と認めるものに限り、受託者の責任でもって、契約金額の範囲で処理しなければならない。
- (4) 沖縄県が知り得ない範囲において、受託者が著作権、その他の権利について第三者と争いが生じた場合は、受託者の費用と責任でもってこれに対応するものとする。ただし、沖縄県がこれに関与することを妨げない。

8 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、沖縄県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者の双方が協議の上、定めるものとする。